

令和元年度

## 第4回 理 事 会 議 事 録

日 時：令和2年1月27日（月）15：00

場 所：豊浦町社会福祉協議会 会議室

## 会 議 日 程

1. 開 会

2. 報 告

3. 議長選任（定款30条） 氏名 仲田駿介

4. 議 事

報告第1号 会長の職務執行状況について

報告第2号 役職員による福祉活動先進事例研修について

報告第3号 胆振管内市町村社協連絡協議会理事会及び会長・事務局長会議について

報告第4号 令和元年度事業経過について

報告第5号 令和元年度定期監査（第2及び第3四半期）について

議案第1号 豊浦町社会福祉協議会たすけあい金庫貸付規程の一部変更について

議案第2号 豊浦町社会福祉協議会外出支援サービスモデル事業実施要綱の一部変更について

そ の 他

① 令和2年度事業計画素案並びに収支予算素案の説明

② 今後の会議等の予定

\*第5回理事会 令和2年3月上旬ころ

事業計画並びに収支予算案の決定 その他

\*第2回評議員会 令和2年3月中旬ころ

事業計画並びに収支予算案の決定 その他

5. 閉 会

# 会 議 録

1. 日 時 令和2年1月27日（月） 15:00 開会 16:30 閉会
2. 場 所 豊浦町社会福祉協議会 会議室
3. 出席者 仲田 駿介、長谷川 幹雄、高橋 澄久、栗山 明男  
春日谷 賢一、西 憲義、大野 純一、中川 百合子、  
神山 和也、林 哲彦、長田 智津子、佐々木 雪江、  
武田 貴博  
  
監 事 前野俊春、河合 旬  
欠 席 者 阿部 満  
  
事 務 局 高橋幸一、浅野知佐子
4. 議 長 仲田 駿介
5. 議事録署名人（監事） 前野俊春、河合 旬

## 会議の経過

### （開会宣言）

事務局長 ご案内の時間となりましたので、これより、令和元年度第4回理事会を開かせていただきます。最初に参加理事数の確認でございますが、ただいま出席をいただいている理事は14名中13名でございます。定款第31条に定めます理事会の決議は理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うということで過半数を超えておりますので理事会は成立をいたしております。それでは開会に先立ちまして仲田会長よりご挨拶をお願いします。

仲田会長 ～挨拶～

### 【議長選出】

事務局長 それでは次第によりまして進めさせていただきます。2番目の報告事項はございません。予定されておりました事業等につきましては皆様関係者のご協力をいただきまして順調に進めております。次に議長の選出でございますけれども、議長につきましては定款の30条で、出席をされている理事の中から互選をすることとなっておりますが、慣例に従いまして、仲田会長の議長で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

理事全員 よろしいです。

事務局長 ありがとうございます。それでは仲田会長議長よろしくをお願いします。

## 報告第1号 会長の職務の執行状況の報告について

議長 それでは進めさせていただきます。報告事項1をお願いします。

事務局長 それでは議案書の1ページをご覧ください。報告第1号職務の執行状況の報告でございます。社会福祉法第45条16第3項及び定款第21条第4の規定により会長の職務の執行状況についてご報告をさせていただくものでございます。1といたしまして、報告の期間ですけれども、令和元年9月1日から12月31日までの4か月間でございます。2の職務執行状況の概要でございますけれども、概ね毎週1回事務所に出所しまして各種の決裁処理を行うとともに、事務事業の円滑な運営のために報告連絡相談を受け必要な指示を行っております。恒例となっております「ふれあい広場健康まつり in 公民館」事業を9月28日土曜日に中央公民館を会場に開催いたしました。その際には今日いらっしゃる理事の皆さん、さらには民生委員児童委員の皆さん、ボランティアの皆さん大勢の方のご協力をいただきまして盛会に開催することが出来ました。この場をお借りして心からお礼を申し上げます。また、10月17日・18日の2日間で役職員によります福祉活動先進事例研修を3年ぶりに実施いたしました。会長につきましては体調の事を考えて参加しませんでした。理事3名、監事1名の役員4名、さらに事務局から私と浅野主任の併せて6名で道南の北斗市並びに七飯町の各社協を訪問しまして、現在豊浦町でも課題となっている「外出支援事業」並びにボランティア活動の活発化・活性化のために実施する「ボランティアポイント事業」を中心に視察と意見交換を行ってまいりまして、大変参考となるお話を聞いてまいりました。内容につきましては、2号で報告します。また、年末には、こちら恒例となっております独居高齢者、あるいは障がい者のいらっしゃる世帯・ひとり親世帯等への歳末慰問金をお届けし、また、80歳以上の独居高齢者の方へのおせち料理の配布を民生委員の協力をいただき、配布したところがございます。対象者の方には大変感謝されているところがございます。その他といたしまして、高齢者世帯等の冬季間における除雪が自力であることが困難な世帯の除雪費用の助成事業につきましては、民生委員及び自治会長などのご協力をいただき、対象世帯の選定と併せて除雪実施者の確保を行い、本格的な12月からの降雪期に向けての準備を行ったところがございますが、幸か不幸かこのような天候で除雪もあまり出る機会がないということで住んでいる方にとっては大変ありがたい冬ですが、除雪作業をする方については収入が減るとい痛し痒しの状況であります。いずれにしても平穏な冬を現在進めさせて頂いているという風に考えております。2ページですけれども、こちらは会長への専決規定に規定しております各業務の執行状況ですけれども、この表の右側に専決件数がなしとか黒丸がついている欄がありますけれども、この黒丸が日常的に行っているということでございます。9号の寄付金の受入れの決定ですが、こちらについては9月から12月で6件の寄付金がありました。内容としてはご家庭でお葬式があつて香典の一部を社会福祉活動に役立てていただきたい等の申出の寄付でございます。あと欄外に9月から12月までの会議あるいは行事等の期日と名称を記載しております。このような内容で4か月間を経過したということでございます。以上です。

## 報告第2号 役職員による福祉活動先進事例研修について

議長 続けて報告の方をお願いします。

事務局長 では次報告の第2号ですけれども、役員・職員福祉活動先進事例研修でございます。さきほどもお話しましたが、10月の17日18日の2日間で渡島管内の北斗市社協並びに七飯町社協の2か所2社協に役員と職員で研修してまいり

ましたのでその内容をご報告するものでございます。まず1の北斗市社協ですが、こちらは買い物支援事業について研修してまいりました。ただ北斗市の買い物支援事業については昨年の4月からスタートさせるということで検討していたのですが、対象とする地域との意見交換の中で合意が出来なかったということから現在、私どもが視察に行ったときには新たな地域を選定しそこと合意できればすぐにでも始めたいとのことでまだ実施はしておりませんでした。ということで、計画の内容についてお話を伺ってきたということでございます。この中で北斗市につきましては函館市のベッドタウン化が進んでおりまして住民が増えてきている地域については郊外型のスーパー等が出店してきて買い物には便利になってきている反面市の周辺部住民が減り、あるいは高齢化が進んで購買力が低下している関係でお店がだんだん減ってきているとのことからスーパーから遠い地域について食料品店がなく日常的な買い物に困っている高齢世帯が増えてきているとのお話でした。このことから社協ではある程度困っている地域を2〜3選定してそこをまずモデル地区としてこの送迎による買い物支援というものを検討いたしまして、内容といたしましては、町内の社会福祉法人施設老人ホームとかそういう施設を運営している法人が色々送迎とかで車を所有しているわけですが、その車両の空き時間を活用してモデル地区となったところで生活されている高齢者等の日用品を買いに行くための支援をするということで住み慣れた地域での在宅生活を支える事業として計画したということでございました。誰でも彼でも乗れるのかということではなくて、基準が決められていまして原則1世帯1名ということで北斗市も函館バスという民間バスの路線バスが走っておりましてただ、軒先まで行くわけじゃありませんので、その玄関から公共のバス停まで結構距離があって荷物を持つのも大変だというような方に対して町内の役員さん、あるいは民生委員の方がこの方は支援が必要だろうと認めた方について送迎を行うというようなことでした。ただ重度の介護認定者おそらく介護4とか5とかそういう方については対応が大変だということで当面は介護保険サービスの中で対応するというので、この事業からは除外しているということでございました。このモデル地区ですが、路線バスや駅のない地域で商店まで1キロ以上あり、高齢化により支え合いが必要な地域ということでどちらかということ北斗市の松前町、西側の地域です。北斗市が函館の西側ですので、さらに西側の方の地域を対象にしていたようですけども、そこがなかなか地域との話し合いの中でうまくできなくて最終的にはそこをやめて別な地域を今選んで話し合いを進めているとのことでした。次のページにまいりますけども、七飯町社協のボランティアポイント事業の関係ですけども、こちらにつきましては、活動の内容といたしまして、子どもから高齢者までの福祉活動や地域の清掃活動など様々な活動をこのボランティアのポイントを付与する活動としております。対象者は個人はもちろんの事、法人の中には社会福祉法人も入りますし、一般の建設会社だとか事業所をお持ちの株式会社だとかの法人。他に文化だとかスポーツのいろいろな団体、もちろんボランティア団体もありますが、そういう団体を対象としているということです。この活動を行うことによってポイントを付与し、それがある程度溜まるとお金に換えることができるということでございます。ただ、この中ではポイントをいただいた方が実際は本来は自分のお金になるのですが、福祉団体の方へ寄附されるということも結構多いとのことで、やはり福祉に対する意識の高揚に大いに役立っているというようなお話でした。ボランティアポイントをもらうためにはまず登録が必要なんですけど、この登録された方が色々な場面で活動に参加できるということで、七飯町もどちらかということ函館市のベッドタウン化されて色々な住民が増えてきている。それでいろんな特技を持っている方が増えているということでポイントを付与する活動の内

容も色々と拡げていっているというお話で、いろんな場面でボランティアの方が活動していただくことによって地域の活性化につながりますし、ボランティアさん自身のモチベーションの維持にもつながっているということでございました。その他に本来はこのボランティアポイント事業で行ったのですが、色々な話の中で豊浦で行っております有償ボランティアの外出支援事業、豊浦では有償ではないのですが、外出支援事業の話に進みまして、七飯町では有償ボランティアでの外出支援を行っているようです。これについては各地域での役員さんとかからこの方を送って行って欲しい。外出するので手伝ってほしいとの要望があり、地域でボランティアが運転していくことで、ボランティアの手配までしていただいて、社協の方で持っている自動車をお貸しして外出支援を行うとのこと。利用者については車の燃料費プラス謝礼千円なのか二千円なのかはわかりませんが、常識的な額をもらってもいいですよとのことで、これは七飯町内に限定した活動ということで行っているとのこと。これが函館と接していますから、例えば函館の病院に行きたいから乗せてくれということになるとその辺は公共のJRもありますし、バス、タクシー等もありなかなかその辺についてはいけないけども、七飯町内の区域内であればそれはいいでしょうとのことで、協議をしてこのような形で行っているとのこと。これについては陸運事務所とも相談いたしまして、スポット的にその都度要望されてこの事業であるから白タクには該当しないだろうということ。始めたようでございます。ただ、これはどこの陸運事務所でもこの見解を出すかという他事務所のことだから確約はできませんということ。もしこういうことをやるのであれば気をつけて事前に情報を集めた方が良くはないかとお話ございました。下の方に四角の枠で今回の視察の感想を書いておりますが、北斗市についても、七飯町についても、地域の住民の方だとか、住民で組織されている色々な団体こちらの方ともコンセンサスを非常に大切に丁寧に行って、その方々の力を依拠して活用し活動されているということで、豊浦はややもするとどちらかという行政だとか社協だとか全面に出て色々やってしまうところが多々あるんですけども、それですと、内容によっては長続きしないということも考えられる。そういう面では息の長く続ける事業こそ住民の方との話し合いを丁寧に行って住民の力に寄り添って依拠して事業を進めることが大切ではないかと改めて認識したということです。ただ、以前から言われていることですが、福祉活動というのはどうしてもマンパワーが必要であると今いろんな面で、福祉の場面も現場でもAIとかロボットとか導入されつつありますけども、やはり最終的には人の心と心、手のぬくもり、言葉のぬくもりというものが大切ではないかなと思います。そういう意味ではこの二か所とも幸いとして函館のベッドタウン化ということで、色々な特技を持ったいろんな方が移住されてきているような活動を展開できる条件もあったかなと思いますけども、豊浦の場合は残念ながら新しい方もいらしてはいますが、まだそこまで大きな力ということにはなっていない。なればなおさらの事今いらっしゃる方の力をお借りしてこの福祉活動を息長く続けていくための話し合い、相互理解が必要かなと感じたところですから、蛇足ですがここに書かせていただきました。また、9ページ10ページにつきましては今の2か所の視察の内容・感想などをもう少し詳しく書いたペーパーですのでこちらについてはご覧いただければと思います。次に7ページですが報告3号になります。

### **報告第3号** 胆振管内市町社協連絡協議会理事会及び会長・事務局長会議について

事務局長 令和元年度第2回胆振地区市町社協連絡会理事会及び令和元年度第2回市町社協会長事務局長会議についての報告でございます。昨年10月28日29

日の2日間登別温泉で会議が開催されまして長谷川副会長と私と2名で出席してまいりましたのでその内容をご報告するものでございます。大きな内容といたしましては自然災害最近特に災害が無い年が無いくらい毎年発生しておりますけれども、災害が発生した際に災害ボランティアセンターについての話。それから地区社協の事業の進捗状況予算状況。それと相談支援体制の整備と働き方改革の取組の話。それと移送支援に対応する新たな損害保険の提案というような内容で報告だとか協議を行ってまいりました。内容についてはここにかかっているとおりでございますので、後ほどご一読いただければと思います。次に9ページ報告第4号令和元年度事業経過報告についてでございます。

## 報告第4号 令和元年度事業経過について

事務局長 令和元年9月から12月までの事業経過実施経過について報告するものでございます。資料につきましては別冊の説明資料となっております。まず1ページから7ページまでが対象でございます。資料の事業経過報告書ですが、こちらにつきましては事業の概要につきましてはだれもがみな安心して地域で暮らせるように様々な活動を支援していきますということでございます。報告期間につきましては今申し上げました通り9月から12月の4か月間でございます。主な実施の状況ですが、まず有償ボランティア制度の運営事業につきましては、家事支援だとか買い物支援等々自力での対応が困難な方への有償ボランティアの派遣事業ということでございます。この4か月間で新たに登録された方が3名ございまして、現在総数20名の方がこの有償ボランティアに登録をいただいております。うち男性が7名ということでございます。利用の状況ですが、7人の方から27回の依頼がございまして、ボランティアさんに行っていたいております。作業の内容は掃除等が主な内容でございまして、どちらかと言うと女性に行っていた内容で男性が必要な場面は今の所ないという状況です。それから②介護業務担い手確保緊急対策事業こちらについては介護有資格者の育成と町内での就労定住を図る・進めるということで資格取得のための講習の費用を助成しようということで始めたところなんです、29年度から始めまして初年度は結構な申し込みがあったのですが、だんだん減ってきてまして今年度につきましては今の所1名の方が介護福祉士の実務研修を修了したところでございます。ちょっと利用が低調ですのでどなたか希望者がいればぜひともご紹介を頂ければと思います。それから③のふれあい広場は飛ばしまして、④障害者・障害児相談支援事業ですが、こちらは障害者の方あるいは障害児の方が福祉サービスを利用する際の利用計画の作成をお手伝いする事業でございまして、2名の職員が手分けして担当しております。現在35人の方を担当してございまして、内児童が5人ということになっております。こちらは年間100万ちょっとの収入がございまして社協としても貴重な財源ということでこれについては積極的に必要があれば対応していきたいと思っております。⑤の配食サービスにつきましては豊浦豊和会さんに委託しておりますけれども9月から12月で実質14人の方が利用してございまして延配食日数が47日間で配った食数が405食ということで、1回あたり9から10の食数を配達していただいているということでございます。次⑥については社協が担当しております各福祉団体の活動になっておりますのでご覧ください。2ページにまいりまして⑦の外出支援サービスモデル事業ですが、こちらにつきましては伊達以遠主に室蘭になるかと思っておりますけどそちらへの通院の援助ということで、利用者数が6名、利用回数が11回ございました。行先としては製鉄病院と大川原病院、ちょっと特例としてミネルバ病院に1回行ってきております。いきいきサロン・地域サロンですが、地域サ

ロンにつきましては現在7つの自治会の5つの地域サロンに対しまして定期的に毎月継続開催しているサロンに職員が出向きお手伝いをしているという状況でございます。⑨の地域支え合い体制づくり事業につきましては、本年は礼文華自治会を対象といたしまして西自治会長さんに大変骨折りをいただきまして礼文華で地域勉強会を3回開催いたしました。また、認知症等によりまして徘徊で行方不明になる方が出た場合の地域での初期対応を学ぶための徘徊者搜索模擬訓練を本年は10月の15日に第1第2第3自治会を対象に実施したところでございます。歳末たすけあい事業につきましてはご覧の通り慰問金あるいはおせち料理の配布を行いました。また、匿名での篤志寄附がございましてこちらについてはひとり親世帯を支援して欲しいということから1世帯に対して5千円の現金と米10キロを15世帯のひとり親世帯にお配りしたところでございます。除雪費用の助成事業につきましては対象世帯と対象協力員の確保を行いました、現在継続しているところでございます。事業の経過報告につきましては以上のようなことでございます。3ページ以降につきましては配食サービス、移送サービス、除雪サービスの月ごとの実施状況です。その後につきましては社協本体あるいは各団体の時系列での活動の状況について記載した資料ですので後ほどお目通しいただければと思います。

## 報告第5号 令和元年度定期監査（第2及び第3四半期）について

事務局長 次に報告第5号ですが、令和元年度の第2四半期及び第3四半期の会計の監査報告でございます。こちらにつきましては定款22条に定められています会計の監査ですが、第2四半期については10月24日、第3四半期については今年の1月20日にそれぞれ受検を致しましたのでその結果を報告するものでございます。浅野主任の方から報告いたします。

浅野主任 それでは予算執行状況表の方で説明させていただきます。12月末現在の金額ですけど、まず収入の部ですが、会費収入で1,043,500円の収入となっております。内訳としましては一般会費収入で807,500円、特別会費収入で236,000円の収入となっております。一般会費収入は全自治会さんからいただいております。特別会費の方では各事業所団体個人合わせてまして38件から会費をいただいております。次に寄附金収入です。12月末現在で522,397円収入がございました。その中で歳末に篤志寄附としてひとり親世帯の方にお配りしてくださいということで8万円をいただいている寄附がこの中に含まれております。次に補助金収入です。補助金収入が26,226,162円の収入となっております。内訳としましては、町補助金収入、社協運営補助金と配食サービスとなっております、それと共同募金委員会の配分金収入で1,344,162円の収入となっております。この収入の中で除雪費用助成金収入1,500,000円予定しておりますが、12月末現在では除雪の方はしていますが、お金の方はまだいただいております。あとふれあい広場健康まつりの助成金収入も1月に収入となっております。次の受託金収入です。12月末現在で5,895,000円の収入となっております。内訳としましては町の受託金収入で5,815,000円、それと道社協の受託金収入で80,000円となっております。次に貸付事業収入ですが今年度たすけあい金庫で償還された金額215,200円の収入となっております。次の事業収入ですが、12月末現在で943,645円となっております、内訳ではふれあい広場・サロンの参加費収入と障害者福祉サービス費の収入となっております。次のページに行きまして、負担金収入です。こちらは配食サービスを利用されている方の1回300円の自己負担分の収入となりますが、12月末現在で285,300円となっております。その下の受取利息配当金収入ですが、預金の利息分として12月末現在で1,104円の収入となっております。その

他の収入ですが、184,925 円の収入となっております、事業活動収入の合計が 35,317,233 円となっております。次に支出です。人件費支出ですが 1 2 月末現在で 25,221,371 円支出しております。職員の給料手当等の支出となっております。次に事業費支出ですが 1 2 月末現在で 1,721,660 円となっております、その中で車輛費で予算よりも 17 万円程多く支出しておりますが、これはワゴン車の修理等にかかった部分で多く支出しております。それと事務費支出ですが、1 2 月末現在で 2,174,703 円となっております。社協の消耗品ですとか旅費通信費燃料費等の支出となっております。次のページの貸付事業支出ですが、1 2 月末で 300,200 円たすけあい金庫で貸付けをしております。次に共同募金配分金事業ですが、859,128 円支出しております、内訳は一般配分金事業費として 679,128 円支出しております。それと歳末配分金事業として 1 2 月末では 180,000 円これは 3 6 件の歳末慰問金の部分で支出しております、1 月にはおせちの部分で 34 万程度の支出になると思います。次に助成金支出ですが、1 2 月末現在で 372,700 円支出しております。内訳は助け合いチームとして各自治会への助成金ですとか民生委員さんへの助成金。先ほど篤志寄附で寄附金で受けた 8 万円をここで支出しましてひとり親世帯の方に歳末慰問金と一緒にお渡ししております。次に負担金支出ですが、まず 1 2 月末で 205,500 円支出しております。次のページに移りまして、事業活動費支出の合計ですが、1 2 月末現在で 30,855,262 円となっております。次に施設整備等の収入、支出の方は 1 2 月末現在ではございません。その他の活動収入ですけれども、823,000 円取崩収入の予算をとっておりますがこれは年度末に足りない部分を取崩して収入として入る部分なので現在では収入にはなっておりません。次のページにいきましてその他の活動収入ですが 0 円で支出の方が積立資産支出で 1,042 円を支出しています。こちらは利息分を積立金に積み立てるために支出した額となっております、その他の活動支出合計が 1,042 円となっております。合計当期資金収支差額が 4,460,929 円となっております。以上です。

議長

1 号から 5 号までの説明がございましたけれども質疑があればお願いします。特に無いようですのでよろしいですか。

理事全員

はい。

議長

はい、ありがとうございます。次の議案に移ります。議案の説明願います。

事務局長

議案書の 1 3 ページをご覧ください。

## **議案第 1 号** 豊浦町社会福祉協議会たすけあい金庫貸付規程の一部変更について

事務局長

議案第 1 号豊浦町社会福祉協議会たすけあい金庫貸付規程の一部変更についてでございます。提案の理由はページの一番下を書いてありますけれども、新たに居住した世帯への対応、並びに新たに生活保護が決定した世帯へのつなぎ資金の対応が必要となる場合の取り扱いを定めるものでございます。最近新たに豊浦に転入されてきた方が仕事には行っていますが給料が翌月にならないとでない、それまでの生活資金がちょっと足りない方とか、生活保護が新たに決まったが時期的な関係ですぐ保護費が出ない。保護費が出るまでに 1 か月とか 1 か月半掛かるというケースがございますので、そういう方のつなぎ資金としての対応が必要だということで今回この貸付規程の一部を変更するものでございます。内容につきましてはこの資料のたすけあい金庫貸付規程の一部変更新旧対照表でご説明をさせていただきます。右側が現行の規程で、左側が変更後の案ということですので、真ん中が変更の内容ということですが、まず第 3 条貸付け対象ですけれども、こちらは豊浦町に引き続き 2 年以上居住している世帯でということで 2 年以上の居住要件が決まっております。ただ先ほどお話

しましたように、新たに仕事に行っていますが給料出るその間お金が足りないんだという方もいらっしゃいますので、今回それらの方への対応ということで、変更案では第3条に豊浦町で原則として2年以上継続して居住している世帯ということで、原則2年以上の居住ということに変更しております。また、(3)では現行では世帯更生資金又は母子福祉資金の貸付けを受けることが確実であり、早急に資金を必要とする理由が明らかな者となっております。この世帯更生資金と母子福祉資金というのは、現在名称が変わっております。世帯更生資金については生活福祉資金、これは北海道社協が実施して市町村社協が窓口になっているものですが、この資金。あと母子福祉資金については母子父子寡婦福祉資金と名称が変わっておりますのでその変更ということです。またその他にもいろいろな公的福祉資金が現在ございますのでそれらの福祉資金を借り受けすることが確実であるという方に対してはこのたすけあい金庫の資金をそれまでの間貸付することが出来るとしております。ここについては今申しあげました通り名称の変更でございます。また変更後では第3条に2項と3項を追加しております、まず第2項では居住年数要件の特例を規定しているものでございまして、継続居住年数が2年未満の世帯がある時は連帯保証人の付保など貸付金の償還が確実と見込まれ、かつ借り入れにやむを得ない事情があると会長が認めた場合は貸付け対象とすることが出来る。ということで2年未満の方でもこのような要件に当てはまれば貸すことが出来るというように要件を緩めております。3ですが、生活保護費を受給している世帯には貸付けを行わないこととするということです。現に生活保護費を受けている方については最低限の生活費がとりあえずは確保されているということから改めて貸す必要が無いという考え方と、もうひとつ、無断でこのような社協からお金を借りた場合、それが収入認定されて最終的にはその翌月以降に支給される生活保護費から減額されるというリスクがあるということです。いずれにしても現に生活保護費を受けている方には貸付は行わないということです。ただし、生活保護の決定を受け、1回目の保護費の支給までの間の生活資金の借り入れが必要であり、関係機関から相談があった世帯はこの限りではないということで、1回目の保護費が出るまで相当の期間があつて、その間の生活費が足りなくて困るということで胆振総合振興局とか町福祉係の方から対応をお願いしたいという相談があった場合については対象とすることが出来るということでございます。それから第4条の貸付け条件でございますが、この(5)現行では公共料金、税金とか公営住宅賃貸料の滞納者は借り受けすることができないというようにしておりますが、変更後では(5)公共料金滞納者は借入することができない。ただし、滞納の事由がやむを得ないものであり、本貸付金の償還が確実であると会長が認めた場合はこの限りでない。ということでございます。税金とか公営住宅使用料あるいは水道下水道料等もそうですし、電気料ガス代等もありますけども、こういうものを滞納している、あるいは支払いが遅れているということはやはり生活が苦しい、収入が少ないのか、支出が多いのか家庭の事情があるでしょうが、そのような家庭を滞納しているからと言って貸付しないというようになるとやはり生活が立ち行かないということも想定される場所です。そのことから滞納している理由が致し方ない、今後改善するという見込みが立つ者については連帯保証人をきちっとつけていただくとかそういう対応ができれば貸付をすることが出来るというふうに改めたいと思っております。第5条の保証人の関係ですが、保証人は原則として償還能力がある町内居住者で連帯保証人1名とすると書いています。ここでこの一文は同じですが、さらに第2項を追加いたしまして第3条第1項第3号これは生活福祉資金あるいは母子等の資金が出るということが確実であるという事である方。それと同条第3項に該当する世帯。これは生活保護が決まったがま

だお金が出ないという世帯で本貸付金の償還が確実であると認められる場合は保証人の付保を免除することが出来る。としております。これについては今家族間の関係も希薄になってきている。隣近所付き合いも希薄ということでもなかなかお金を貸すこと借りることもそうですけど、保証人になるということもなかなか難しいということが現実としてあります。そのようなことから他の公的資金を借りることが確実だけでもまだお金が出ない。生活保護が決まっているがまだお金が出ないという方についてはそのお金から確実に返してもらうというものの対応をとれば保証人をつけていただくのを免除することが出来るというふうな規定に変えさせて頂きたいと思っております。その後ろのページにはこの変更後の規定の全文をつけておまして、途中でアンダーラインを引いてあるところが変更になった内容となっておりますのでお目通しいただければと思います。以上です。

議長 議長 議案第1号の説明が終わりましたが質疑ございますか。  
事務局長 すいません、1つ言い忘れていました。この変更後の規程については年度途中ではありますが2月1日から実施したいと思っております。よろしくお願ひします。

議長 議長 よろしいですか。

理事全員 はい。

議長 議長 ありがとうございます。それでは議案第2号説明お願ひします。

## **議案第2号** 豊浦町社会福祉協議会外出支援サービスモデル事業実施要綱の一部変更について

事務局長 はい。それでは議案書14ページになります。議案第2号豊浦町社会福祉協議会外出支援サービスモデル事業実施要綱の一部変更でございます。提案の理由ですが、事業の対象となる理由を新たに定めるとともに、有料施設を利用する際の利用者負担を新たに追加するものでございます。こちらについても別冊資料に変更の新旧対照表をつけておりますのでそちらをご覧いただきたいと思っております。まず事業の対象者でございますけど、この2番移送サービス事業の対象外の者で、通院の為公共交通機関を使用するにあたり身体的、精神的に見守り等の支援が必要であるが、家族等の支援を得られないもの。と現在規定しておりますが、こちらにつきましては、対象者を少し拡大するというような内容になっておまして、変更点では、手術後の一定期間の受診をすると想定して車を運転したり公共交通機関JRとかバス等利用するのが難しいというふうな方についてサービスを行っていきたいということで、内容変更したいと思っております。読み上げますと、左側の第3条の2で移送サービス事業の対象外の者で、自家用車を保有しているが特別な事由により運転することが出来なく、かつ、公共交通機関の利用が困難な者、または、通院のためうんぬんとなっておりますが、一例としまして、最近心臓の病気になる方がおまして、ペースメーカーなどを入れた場合その心臓が止まっていた時間によって車の運転を制限される。医者からドクターストップがかかるというふうな例があるらしいです。私も知らなかったのですが、そうすると車をもっているけども、運転できない。それからJRとかバスとか利用するのも不安だと。高齢の方になりますと冬季間車があってもおっかないと。今高齢者の事故の事もありますし、そういうことで自動車とかバスもなかなか大変というふうな方に対して社協の方で病院への送迎を対象にしてはいかがかなということでこのよう一文を追加したいと思っております。また利用料ですが、現在は燃料費の実費負担というふうにしただけ規定してはおりませんが、現実には室蘭等の病院に行きますと、駐車料金が有料であると、あるいは時間短縮のために高速を使って行ってくれと要

望される場合もありますし、そのような場合の有料料金については利用者の負担とするということで明記したいと考えております。次のページ以降については実施要綱の変更後の全文を記載しておりまして、アンダーライン部分が変わったということでございます。以上でございます。

議長  
理事全員  
議長

はい。議案第2号説明が終わりました。何かありますか。  
ありません。

はい。ありがとうございます。それでは事務局よりその他お願いします。

## その他

事務局長

それではその他ですけれども、まず①の令和2年度事業計画素案並びに収支予算素案ということでございます。最終的には3月にもう一度理事会を開かせていただいて、案を提示して皆さんにご協議をいただくということでございますが、その前に素案として提出をさせていただきご意見をいただき必要な変更等をくわえて3月に事業計画案並びに予算案という形で提出したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。まず、事業計画の方ですが、こちら1ページ2ページ基本方針それから重点主要施策については変更がございませんので割愛いたします。3ページ以降が事業計画のそれぞれの内容になっております。今回記載の方法についてはほとんど変わっておりませんが、なるべく予定の想定される事業の量や予算金額等を記載してわかりやすく皆さんにご提示したいと思っております。また、ところどころイラストも入れて少しソフトタッチな形で書類を作ってみたくところでもありますので、ご承知をいただきたいと思っております。まず3ページの地域福祉活動の推進でございますが、こちらについては①小地域福祉活動推進事業については各自治会で開催していただいておりますふれあい茶話会・昼食会等に対する支援ということですべての自治会で年2回まで助成金を用意しておりますので、積極的な活用をお願いしたいと思います。また、民生委員さん・民生委員児童委員協議会への活動との連携という事でこちらについては活動費の一部を助成させていただいております。また、共同募金の事業ですが、こちらについては例年通り6つの事業にそれぞれこのような形で共同募金の助成金を充てたいと思っております。それから歳末たすけあい募金の事業ですが、こちらは各町内あるいは事業所からいただいた歳末たすけあいの募金を活用する事業でありまして、おせち料理の宅配事業で概ね100名。それから歳末慰問金の事業で40名の方を想定しております。上に書いてある絵はおせち料理のつもりでのせたのですが、そのように見えますでしょうか。ということです。それから、次にずっと飛びまして、4ページ⑥の地域支え合い体制づくり事業につきましては事業内容の見直しと書いておりますが、平成24年度からこの事業が始まりまして、地域勉強会と徘徊搜索模擬訓練の二つ、それからボランティア養成講座の3つの柱で事業を進めてきたわけですが、この内地域勉強会については大体一通り町内が終わりまして、残りは美和から新富までの北部方面という事なのですが、こちらにつきましては住居も分散しておりまして、集まって地域勉強会をするというような環境が難しいかなということで今のところ対象には入っておりません。そのようなことで令和2年度についてはこれまで地域勉強会を行った地区を対象に一括でやるか、あるいは2回ぐらいにわけてやるかこれから検討しますが地域勉強会をやった後の地域それぞれの活動の取組など振り返りの地域勉強会という形で開催したいと考えております。いずれにしてもこちらは地域支え合いまちづくり委員会というものがございまして、そちらの主催の事業となっておりますので、委員会との協議の中で進めていくということになります。また、徘徊搜索模擬訓練につきましても一通り回りましたのでこちらについてはこれからまた2回目2巡

目の訓練ということで地区選定を進めていきたいと思っております。次に5ページですが、⑤のボランティア養成講座についても平成24年度から実施しておりますがだんだん参加者が少なくなっておりますし、固定化もございません。そのようなことであるべく新しい人に参加していただくようにこれから声かけも進めていきたいと思っております。また、6ページ一番下⑥有償ボランティア支え合い隊事業ですが、こちらにつきましては、事業の経過報告でもお話ししましたが、少しずつ登録していただく方も増えておまして、そのお手伝いの内容も増やしていけるかなと思っております。令和2年度においては想定の利用者数が70名ということで、こちらについては30分1単位300円の謝礼をお支払いするというので、プラス事務費で20円で利用者からは30分単位で320円を負担していただくという格好で進めております。

(3)の介護業務担い手確保緊急対策事業ですが、こちらについては、申し込まれる方が減っておりますので、ぜひとも掘り起こしを進めていきたいと思っております。決して介護従事者が充足されているというお話ではないとは思いますが、なかなか申し込みが無いということでこちらも何とか対応を進めていきたいと思っております。また、(4)の広報福祉啓発・福祉学習事業ですが、こちらの③学校におけるボランティア活動及び福祉教育支援事業ですが、こちらは新規となっております。現在豊浦中学校で年数回福祉に関する授業を外部から講師に来ていただいて授業を行っております。社協からも先日1人講師に行きまして、その時はボランティア関係の学習をしてきましたし、平成30年度は福祉活動の総体的なお話をしてきたということです。また、先日浜町にありますグループホームしおさいの職員の方から豊浦中学校に行きまして福祉に関する授業をしてきたということで豊浦中学校結構積極的に取り組んでいただいておりますのでそれについて社協としても協力をするという。また必要があればこちらから積極的に出向いて子どもたちに対する福祉の意識の高揚等を図っていければと考えております。それ以降の事業については特に変更はございません。9ページになりますけども(3)福祉資金貸付事業ですけども、このうちの①北海道社協で行っております生活福祉資金貸付事業については最近借入れの申込がございませんで、今現在は過去に借りた方の返済の管理をしているということで3人の方が教育支援資金の返済中ということで、こちらについて定期的にきちっと返済をしていただいております。特に問題はない状況になっております。11ページになりますが⑧の外出支援サービス事業通院支援と書いてありますが、こちらにつきましても送迎を通じて生活の不安・孤立感の解消うんぬんと書いてありますが、町の移送サービスで対応しきれない伊達以遠の病院へ通院する。自力での通院が困難という方について通院のお手伝いをするということになっております。来年度においては実質9名の方で延22回程度の利用を想定しているということでございます。その他(2)の介護予防支援事業としてのいきいきサロンの開催、②地域サロンの開催についても引き続き行ってまいりますし、特に地域サロンの開催についてまだ町内でも開催されていない地域がございますので、いきいきサロンと合わせてさらに小地域での地域サロンについても関心を持っていただければサロンの開催に向けて協議をしていただければと希望をしているところでございます。以上事業計画の素案についてご説明を申し上げました。

議 長  
理事全員

事務局の説明が終わりました。何かございますか。  
ありません。

議 長

何もないようですので、次に令和2年度本部会計収支予算素案についてお願いします。

事務局長

次に令和2年度本部会計収支予算素案でございます。5ページまでありますがまず支出の方からご説明いたしますので、2ページをご覧ください。2ページ

の上から少し下がったところに1人件費支出とありますが、ここから支出になります。事業活動の支出です。まず人件費ですが33,946,000円で令和元年度から比べて74万円の増加となっております。職員の給料諸手当で21,072,000円こちらについては職員の昇給等で増加となっております。職員5名分と生活支援コーディネーター1名分と内訳で書いておりますが、こちらについては生活支援コーディネーターの分が別立てで町からの委託金でいただくもので、とりあえずこのように分けているということで職員6名での人件費ということでございます。賞与支出退職給付の支出法定福利費の支出ということで合計3,394,600円となっております。次に事業費支出でございますが、まず旅費交通費委員等旅費で32,000円で252,000円の減額となっております。こちらにつきましましては昨年度役員の先進地研修を行いまして2年度においては予定をしておりませんのでその分が減額となっております。また、車輛費支出が545,000円で235,000円の増加となっております。ちょうどタイヤが更新期になっておりまして、タイヤ分でこれだけの増加となっております。通信運搬費業務委託費については変更がございません。ふれあい広場事業ですがこちらは430,000円で7万円の減額となっておりますが、実績を勘案してこの程度で押さえたいということで減らしております。次事務費支出ですが、3,040,000円で前年度と比べますと473,000円の減額となっております。こちらにつきましましては研修研究費で163,000円の減額となっております。それから水道光熱費305,000円で103,000円の減額となっております。こちらについては実績を勘案しておりますし、今2階で活動されております放課後児童サービス事業所との半分というか費用の分け合いもありましてこのような形で減額となっているということです。その他の費用につきましてもそれぞれ実績を勘案致しまして必要な金額を計上して積み上げた結果このようなことになっております。それから4ページにまいります。貸付金事業の貸付金支出ですが、こちらについては同額の2,000,000円としております。たすけあい金庫の貸付金ですが、例年30万から50万程度の実績ということですので、とりあえず200万を予定しておけば十分対応できるかなと考えております。5番の共同募金配分金事業費ですが、こちらにつきましましては共同募金からいただくお金をそれぞれの事業に配分するというところでございます。一般配分金の1の老人福祉活動費1,120,000円で7万円の増加。これについては高齢者クラブ生きがいづくり講演会新年交流会で7万円の追加をしているということです。それから障害者・児福祉活動母子父子福祉活動については55,000円で25,000円増えていますけれども、こちらについても対象事業の拡大ということで増やしております。また、ボランティア活動育成事業でも2万円を増やしております。それから歳末たすけあい配分金事業費ですが、こちらについては例年通りおせち料理の配布と歳末慰問金の配布ということで必要な金額を盛り込んでおります。共同募金の配分金は収入の方でお話いたしますが昨年ホタテ釣りのキャラクターになっておりますホタテマスクを使った羽根に変わるバッチを作りましたところ結構好評で売れまして、それで収入が多くなるという見込みで今回この配分も多くしているというような事情もございます。7番の助成金支出ですが、こちらにつきましましては助け合いチーム活動から除雪費用助成金まで例年通りの金額ということでございます。また負担金につきましても必要な金額を計上しておりまして、事業活動の支出の合計が45,836,000円で前年度と比べますと307,000円の増加となっております。1ページに戻っていただきまして支出に対する収入ですけど、会費収入につきましましては一般会費として各世帯から500円のご協力をいただくということで801,000円で世帯数の減少によりまして14,000円の減額となっております。特別会費につきましましては前年度実績を勘案致しまして236,000円ということで、49,000円の減額となって

おります。次に経常経費の寄付金ですが、こちらは 470,000 円と前年度実績の 90%を見込んでおりまして、前年度予算から見ますと 2 万円の増加となっております。次に経常経費補助金収入ですが、まず豊浦町からの補助金で運営費補助金収入が 27,654,000 円で前年度から比べますと 605,000 円の増加となっております。内訳といたしましては人件費の全額、それと事務所費の 50%というような内容となっております。配食サービスの助成金・除雪費用助成金につきましては同額でございます。ふれあい広場の助成金につきましては 270,000 円として 3 万円を減額しております。こちらについては実績を勘案して事業費も減ったので補助金も減額したというような内容です。介護費用担い手確保緊急対策事業の補助金につきましては、1/2 を町からの補助ということで 40 万支出のうちの 20 万の補助金ということで前年と同額を見込んでおります。次共同募金配分金収入ですが、こちらについては先ほどもお話ししましたようにバッチを今年も作る予定でありましてそれを見込んで 1,497,000 円と 133,000 円増やしております。一般募金配分金収入で 947,000 円で 133,000 円の増加。歳末たすけあい配分金収入は前年度と同額としております。受託金収入ですが、まず豊浦町からの受託金ですが、こちらにつきましては地域支え合い体制づくり事業につきましては例年予算を下回る実績ということになっておりまして実績を勘案して 4 万円減らしまして 120,000 円としております。また生活支援コーディネーター事業受託金収入ですが、こちらにつきましては 7,710,000 円で 170,000 円の増加となっております。これはコーディネーター 1 名配置しておりますけどもその職員に対する人件費全額それから研修だとか必要な事務費関係でこのような金額を予定しております。相談支援事業ですが、こちらにつきましては障害者からの色々なサービスの相談事業を受託しておりまして社協と 2 階にあります相談室いとというところで受けておりましてこれが社協が 60%いとが 40%の対応があるだろうという想定の下に総額 30 万のうち 60%の 180,000 円を社協が受けるというようなところで予定をしております。道社協からの受託金ですが、生活福祉資金の事務処理のための受託金でこちらについては道社協から配分されてくるという金額ということでございます。また、日常生活自立支援事業受託金につきましても同様に前年度と同額を見ておりますが、こちらの日常生活自立支援事業につきましては現在対応しているケースはございません。次貸付金事業収入の償還金収入ですが、たすけあい金庫貸付金の償還金で支出で 2,000,000 円見ておりますので、全額返ってくるということで 2,000,000 円の収入としておりますが、実質は例年 30 万から 50 万程度というような内容でございます。次 6 番の事業収入ですが、ふれあい広場やいきいきサロンの参加者収入と障害者・児の福祉サービス費のサービス利用計画の収入として 1,050,000 円を予定してございます。7 の負担金収入は配食サービスの自己負担 300 円かける食数でございます。2 ページにまいりまして上から受取利息については預金利息です。その他の収入ですが、75,000 円の 51,000 円減額しておりますが、コピー代とか供花ポスターの販売収入ということでございます。事業活動収入の合計が 45,575,000 円となりまして、前年度と見ますと 869,000 円の増加となります。これにより収入と支出の差引ですけど 4 ページをご覧ください。事業活動資金収支差額とございますがこれが収入から支出を引いたものでございまして、△ 261,000 円となっておりますが、資金が 261,000 円足りないということでございます。前年度が 823,000 円の△でございましたので、予算上で行けば 562,000 円の収支の改善ということに予定しております。次施設整備等の補助金収入ですが、こちらは 35,000 円豊浦町から予定しておりますが、障害者障害児の相談で受けた資料を個人ごとにファイルするんですが、これは部外秘で職員でも勝手に見られないような処理をしなければいけないということで鍵

のかかる書庫を購入したいと思っております、それが70,000円を予定しておりますのでその1/2の35,000円を町の方で補助をいただきたいということで希望をしております。5ページにまいりまして2番固定資産取得費ですが、こちらは今お話ししましたファイルの保管庫を購入したいと思っております71,000円の支出を予定しております。収入から支出を差し引きました金額が△36,000円となっております。昨年はこの項目に金額がありませんでしたので全額このような差引額が移行していくということでございます。次に積立資産取崩収入ですが、こちらについては全体の収支の不足額を積立金から取り崩してここで受けるという項目でございまして、事業活動収入の不足額、今申し上げました施設整備の収支の不足額。これを足しました297,000円を基金から取り崩す予定にしております。昨年が823,000円を予定しておりましたので予算上でいきますと526,000円取り崩す金額が減ったということになります。後サービス区分間の繰入金収入につきましては198,000円として前年度から比べて18,000円の増額というような形になっております。以上の事からその他の活動資金収支差額につきましては297,000円ということで前年度から比べますと526,000円の減額となります。以上で予算の素案について説明を終わります。

議長 説明がりましたが、何かありますか。

理事全員 ありません。

議長 よろしいですか。それでは次の今後の会議等の予定について、事務局よりお願いします。

事務局長 それでは今後の予定でございますが、まず3月の下旬ごろに只今お話をさせていただいた事業計画と収支予算案これの決定をしていただくための第5回目の理事会を予定しております。また、第2回の評議員会こちらにも事業計画と収支予算案を3月中に決定しなければならないことから3月中旬から20日前後頃にかけて評議員会を開催したいと考えておりますのでご承知おきを願いたいと思います。以上です。

議長 事務局からはその他ありませんか。

事務局長 はい、その他はございません。

議長 長時間ご苦労様でした。

---

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人

監 事 \_\_\_\_\_

監 事 \_\_\_\_\_

議事録調整者

調 整 者 \_\_\_\_\_